

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年12月6日(水)
午前10時～午前11時28分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 千葉栄幸 副委員長 板橋美保
委員 大泉徳子 委員 齋 浩美
委員 及川秀一 委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 なし
- 5 意見陳述の 伊藤宗男 さん
ため出席 渋谷武男 さん
した者
- 6 説明のため 建設部長 村上 諭
出席をした 土木課長 大沼 孝宏
者の職氏名 建設部企画員兼 遠藤 靖久
土木課長補佐
土木課主幹兼 菱沼 美由紀
土木総務係長
- 7 事務局職員 主 査 菅原 翔太
- 8 付議事件
 - (1) 陳情第3号 県道258号仙台館腰線の愛称の命名についての陳情
 - (2) 議会案第7号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充、全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書

午前10時 開 会

○委員長（千葉栄幸） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長等の出席を求めていますので、報告をいたします。

なお、本日の会議に係る資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）陳情第3号 県道258号仙台館腰線の愛称の命名についての陳情を議題といたします。この際、調査の進め方について、申し上げます。

初めに、陳情提出者より意見陳述申出書の提出がありましたので、陳情提出者より意見陳述をしていただきます。

陳情提出者退席後、執行部より、陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位から御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午前10時1分 休 憩

午前10時2分 再 開

○委員長（千葉栄幸） 再開いたします。

これより、陳情提出者の意見陳述を行います。

この意見陳述は、去る12月4日の委員会決定に基づき、陳情提出者から陳情の趣旨等について御説明いただくものであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日、陳情提出者である伊藤宗男様及び渋谷武男様にお越しいただいております。

伊藤様及び渋谷様におかれましては、大変お忙しいところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

これをもって、諸般の報告を終わります。

この際、委員各位に申し上げます。

これより、陳情第3号の内容について、陳情提出者から御説明をいただき、その後委員各位から質疑をお受けする方法により進めてまいりますので、御了承願います。

意見陳述の前に注意事項を申し上げます。陳情提出者におかれましては、陳情内容から逸脱することなく、御説明ください。陳述いただく時間は5分間となります。

また、意見陳述実施要領によりまして、委員に対し、質疑をすることができませんので、予め御了承願います。

また、発言記録の正確性を期すために、録音させていただきますので御了承願います。

なお、御発言は着席のままで結構でございますので、よろしく申し上げます。

それでは、陳情第3号の内容について、伊藤様及び渋谷様より御説明と意見の陳述をお願いいたします。

○陳情提出者（伊藤宗男） このような場を設けていただきありがとうございます。キラキラパーク増田西の伊藤と申します。公民館の事業で地域力の向上を目指す講座がありまして、その後にできた団体で、地域社会の発展に寄与したいと頑張っています。今回は県道258号仙台館腰線の愛称の命名についての陳情を行いました。趣旨としては、県道258号仙台館腰線の名取市田高から愛島までの区間を手倉田大通りと命名することについて県に要望願いたいと考えています。また愛称について、手倉田大通りの看板を設置していただき、マップ等に掲載され広く社会認知されるよう周知をお願いします。理由の背景には本市はここ二十数年、市外からの定住者が多数を占め、自動車道スマートICや大型商業施設、私鉄線の立地、相次ぐ幹線道の新設等で県内外から縦横無尽に人・車・物等の流出入が日常的となり、東北宮城の副拠点都市に変貌しま

した。また、西部では複数で宅地造成があり、交通量が増大しつつあります。

必要性については、道路には追い番号がついているものの住民にはなじみもなく広く認知されていません。最近「経路の選択が増えて分かりにくい」「道案内ができない」等の声があります。また、地震や風水害、事件等の突発事案や他国からのミサイル攻撃等に備え、迂回路や緊急避難・輸送路の確保等が重要視されている中で、広く認められた道路であれば瞬時に経路を選択し、迅速誘導の役割を果たすことができるのではないかと思います。

効果については、沿線の商店街への集客力も高まって経済効果が期待でき、また市民の利便性、快適性も高まり、名取市都市計画マスタープランの「活力と魅力を高める機能強化」につながるのではないかと思います。藩政時代は手倉田村と田高村からなり手倉田地区の一部が大手町に、また当該県道には手倉田大橋が架かっています。そういう意味で手倉田大通りを考えました。

また、本件陳情に関し、増田西区長会及び増田西町内会連合会とも話し合いを行い、賛同を得ています。よろしくお願ひしいます。

○委員長（千葉栄幸） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、委員各位より御発言をいただきます。質疑はありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 増田西区長会と増田西町内会連合会から賛同を得ているとのことでしたが、地図を見ると名取が丘地区と愛島地区も若干区間の対象になっています。ほかの地区との調整や意見交換は行ったのでしょうか。

○委員長（千葉栄幸） 渋谷様。

○陳情提出者（渋谷武男） ありませんでした。

○委員長（千葉栄幸） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 愛島地区にも小豆島村などが昔からあり、歴史が古い地区ですが、手倉田大通りとなると手倉田だけかと、意見の対立が出てくると思います。意見の対立を解決するため、こうした方がいいという意見はありますか。

○委員長（千葉栄幸） 渋谷様。

○陳情提出者（渋谷武男） どこまで区間を設定するか話をしたときに、第一義的に北は田高にある利休あたりの交差点から、名取が丘ニュータウンまでに

十字路はどうかと意見があった。取り残された田高や愛島の住民はわずかですが、愛称が用いられた場合、私たちは入れてもらえなかったということもあると思います。様々なご意見があるかと思いますが、今後の課題だと思います。

○委員長（千葉栄幸） 伊藤様。

○陳情提出者（伊藤宗男） 手倉田村は非常に広い範囲だったため、そのことが分かっている方は受け止めて、御理解いただけるとと思います。

○委員長（千葉栄幸） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） ほかに質疑もないようです。

これをもって陳情第3号に係る陳情提出者の意見陳述を終了いたします。伊藤様及び渋谷様には、お忙しいところ本委員会に御出席いただき、誠にありがとうございました。

引き続き執行部からの聞き取り調査を行います。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

○陳情第3号 県道258号仙台館腰線の愛称の命名についての陳情

（土木課）

・陳情箇所の県道仙台館腰線は仙台市太白区を起点として、館腰駅へ至る本市を南北に通過する重要な幹線であり、沿道には商業施設が立地するなど交通量が多い路線である。

・現在の本市における道路愛称を命名している路線は名取駅西口から県道仙台館腰線に至る市道名取駅西線の1路線のみとなっており、当該路線については名取駅西口の街づくりに合わせシンボルとなる道路として実方通りと愛称を命名したものである。本市における道路の愛称はまちのシンボルや住民の皆様が歴史や文化、地理的由来等による分かりやすいものとしてきた経緯があり、現在ある道路に新たに愛称を命名する考えに至っていない状況である。

・市の考えとしては、地域に根差した愛着のある道路の名称が命名され、地域の皆様に広く愛称が浸透することで日常生活や災害時の速やかな避難につながるなどと大変有意義なものであるが、愛称の定着には地域の皆様の一定数の理

解が得られ、愛称決定に対する気運の醸成が不可欠であること、また陳情いただいた区間が県道の一部区間であることや増田西地区の行政区を超えた範囲に及ぶことから今後命名する区間や愛称について市として協力できることはさせていただきながら、地域の皆様と共に愛称の決定について進めていきたい考えである。

問 この路線に愛称を命名することについて何か法的な規制や問題はあるか。

答 法的な縛りはない。今回命名の要望がある箇所が県道だが、県からは市のほうで愛称を制定するのであれば別に県として縛るものはないとのことであった。

問 一定数の賛成なり地域の気運の醸成との話があったが、要望者からの提案が広い地域に係る命名で、例えばそれらの全体の地域の自治会からの賛成が必要ということか。

答 一部の団体からの話であるため、広く認知されるため愛称を使いたいという気運が高まらないと、愛称を決めても効果は発揮されないと考える。

問 愛称を命名する際に自治体によっては審議会や協議会を設置するところもあるが、県がそういう回答であれば必要ないということか。

答 仙台市や他県の自治体では道路に愛称をつける際、審議会を設けているところもある。今後本市としても、愛称をつける場合は審議会の設置が必要かどうかとも検討していく。

問 市としては協力するとの話だが、どのようなことが考えられるか。

答 例えば地元で愛称をつけたいと会合があった場合に、市でお邪魔して意識を高めるために一緒に参加していきたい。

問 増田西地区から要望があって、対象区間は名取が丘地区や愛島地区も含まれる。ほかの地区には話していないようだが、今後一定数の理解や気運の醸成との話があれば、市の方で関係する名取が丘地区や愛島地区と意見調整をすることになるのか。

答 今回は陳情者が増田西行政区の方だが、どこまでを設定区間にするか話し合いになった場合に、陳情者も含めて日程等を調整したい。

問 愛の杜二丁目にある警察学校の麓の十字路まででもいいけど、少し伸ばしたとの話があったが、例えば、愛の杜二丁目の交差点を設定し、その後に意見

がまとまれば対象区間を追加することも可能か。

答 特に決まりはないので、延ばすことも可能である。

問 県の考え方としては要望があれば命名できるとのことだが、看板の設置等は本市で実施することになるのか。

答 委員お見込みのとおりである。

問 県からすると市がよければというスタンスだが、もしかすると県と市の考えにギャップがあるのではないかと危惧している。陳情提出者には、いろいろな形の関わりをしてもらっているので、その辺を丁寧に進めてほしい。

答 丁寧に進めたい。

午前10時23分 再開

○委員長（千葉栄幸） 再開いたします。

以上で、陳情第3号に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後の事務事業の執行に当たられますよう、お願いをいたします。

執行部の皆さんには、大変お疲れさまでした。

暫時、休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○委員長（千葉栄幸） 再開いたします。

これより、陳情第3号について、委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。

暫時、休憩いたします。

午前10時24分 休憩

○陳情第3号 県道258号仙台館腰線の愛称の命名についての陳情

*各委員からの意見

・陳情者の思いは当局に伝わっていると思う。今後の進め方について、愛称の命名のための審議会の設置など、当局が入って要望を実現するための協力と、その手順について確認して進めてもらいたい。

・県道258号線を仙台館腰線とあまり言わないことが地域の実情だと思うと、愛称の命名については賛成である。陳情提出者はとても活発に活動していて、周知については団体の活動の一環にもなると思う。呼ぶか呼ばないかは個人の自由だが、意見としては賛成である。

・対象の道路をせんたて線と呼んでいる方もいて、人によって様々である。そこに手倉田大通りと名称を付けることはいいが、市内の愛称のある実方通りといっても、確かそうだったなどしかない状況で、もったいないと思った。地域の気運の醸成をどうするかが重要で、執行部や陳情提出者は他の行政区には話をしていないとのことで、その辺をもうちょっと確認してからでもいいのではないか。例えば、増田西地区の区間を先に命名して、名取が丘地区等の区間を追加するなど段階を踏んでもいいと思った。

・例えば、アンケートを実施して多くの方が賛成しているのであれば愛称協議会を設置するなどステップを踏む必要がある。協議会ができれば市が入って看板の設置をどうするかとか話し合えばいい。まずは、地域の気運の醸成が大事である。

・命名に当たり地域市民の盛り上がりが一番大事と感じている。実方通りとしても、せっかく愛称がついてもすごく浸透しているわけでもない。盛り上がりの行く末を見ながら市も入って進めるべき。

*委員会として取りまとめた意見

道路の愛称の命名については、地域住民の気運や意識の醸成が重要であることから、それらを注視し、県との調整など市として協力できることを実施することとした。

午前10時35分 再開

○委員長（千葉栄幸） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情第3号の調査に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回の委員会においてお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、付議事件の（２） 議会案第7号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充、全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書を議題といたします。

これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休 憩

*休憩中の要旨

各委員から議会案第7号に対する意見の聴取を行った。

- ・物価上昇に対し、賃金が全然追いついていない状況である。案文には、中小企業支援等に関わる予算を大幅に増やすとの文言があるため、賛同する。
- ・全体的には賛同する。しかし、案文に「早期の確立」「早期実現」との文言があるが、早期とはどれくらいのことか。中小企業への支援策について、具体的な制度の記載がなく、早期に全国一律最低賃金制度の実施となると中小企業の経営を圧迫してしまう。そのため「早期」との文言を削るべき。また、案文の「農民」との文言についても、農家とか農業事業者に替えるべき。
- ・賛同するが「農民」との文言については、替えるべきと考える。「早期」との文言は残していいと考える。
- ・非正規労働者も増えているので、賛同する。ただし、宮城県の最低賃金と他県の最低賃金の比較と社会保険料負担の引下げの内容を確認すべき。また「農民」との文言については修正すべき。
- ・賛同するが「農民」の文言整理は必要と考える。また、具体的な支援策を文言として入れるべきと考える。
- ・板橋美保委員より修正案を提出する旨の申出あり。

午前11時24分 再開

○委員長（千葉栄幸） 再開いたします。

ただいま、本案、議会案第7号に対し、板橋美保委員から修正案が提出されました。修正案は、お手元に配付のとおりです。

これより、提出者板橋美保委員より、修正案の趣旨説明を求めます。板橋美保委員。

○委員（板橋美保） 修正部分を御説明申し上げます。

まず、案文23行目と31行目の「早期」との文言について、中小企業への具体的な経済支援がないまま、早期に全国一律最低賃金制度を確立すると、人件費の上昇により中小企業の経営を圧迫してしまうおそれがあることから削除しております。

次に案文28行目の「農民」を「農業者」と修正しております。

○委員長（千葉栄幸） これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

○委員長（千葉栄幸） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第7号、及びこれに対する修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 御異議なしと認めます。

よって、本案、議会案第7号及び修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議会案第7号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充、全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書を採決いたします。

まず、本案に対し板橋美保委員から提出された修正案に賛成の委員の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉栄幸） 起立全員であります。

よって、議案第7号は修正案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第7号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉栄幸） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

なお、次回委員会の招集通知は改めて行いません。12月13日水曜日、午後1時に開会いたしますので、議員協議会室に御参集いただきますようお願いいたします。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時28分 散 会

令和5年12月6日

建設経済常任委員会

委員長 千葉 栄幸